

# 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

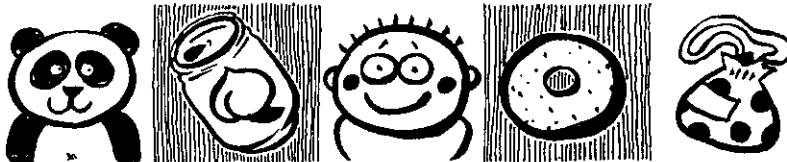
No.15=1993年2月 合併号  
No.16=1993年3月

☆特集/無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約(第2回公開講座報告・第2回)

## ◆ No.15・16合併号 目次 ◆

指標=川崎市教委の指導要録の全面開示を求めた不服申立てに対する 決定概要、川崎市個人情報保護審査会答申要旨	1
◆異論・OBJECTION=超党派女性国会議員が「児童の……」に異議申立て ☆シリーズ6/学校に子どもの権利条約を	2
「日の丸・君が代・元号」と子どもの人権 神奈川県高等学校教職員組合	3
日教組の「子どもの権利条約」の早期完全批准と具体的施策づくりを求める決議	5
R君の国籍確認訴訟弁護団の声明と判決理由要旨	6
◇報告/第2回公開講座=無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約(2)◇ レポート2=日本における外国人女性労働者の人権侵害/星 正秀(弁護士)	8
■第2回公開講座参加者アンケートから……	13
☆情報クラブ☆子どもの権利条約に関する第二東京弁護士会会長声明	15
活動報告/学習研究委員会・警察と子どもの権利小委員会	16
◆NEWS BOARD=ユニセフ「世界子供白書'92」の紹介(6)	19

◆子どもの人権連広報委員会から……福山真効



### ◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

# 子どもの人権連 へのおさそい

◆ 子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会 ◆

☆ 代表委員 (50音順) ☆

一番ヶ瀬 康子	日本女子大学人間社会学部教授
大田 堯	東京大学名誉教授
鈴木 祥蔵	部落解放研究所所長、関西大学名誉教授
寺澤 亮一	全国同和教育研究協議会委員長
永井 霊一	日本教育法学会会長、法政大学法学部教授
横山 英一	日本教職員組合中央執行委員長

## ご入会へのおねがい

1人でも多くのおみなさまのご入会をおねがいいたします。子どもの人権連の考え方、今後とりくむべき課題などは、別掲の「よびかけの趣意書」をお読み下さい。

### ☆ お申し込み方法

- ① 子どもの人権連のよびかけの趣意書、会則に賛同する個人及び団体はどなたでも入会することができます。お申し込み方法&用紙は別紙をご利用下さい。
- ② ご入会にあたっては、年会費を必ずご入金下さい。個人会費は5,000円、団体会費は1口10,000円です。ご入金を事務局で確認した時点で会員となります。

### ☆ 会員の特典

- ① 会員のおみなさまへは、会員情報誌『いんぷおめーしょん 子どもの人権連』(月刊)をはじめ、広報出版物ができ次第、無料で頒布いたします。
- ② 会員のおみなさまへは、広報出版物を20%offでお送りいたします。
- ③ 会員のおみなさまへは、講師あっせん、講座&学習会のプログラミングなどを優先的におこないます。



### 1. 不服申立てに対する教育委員会の決定の概要

- (1) すでに卒業している者に係る決定  
本件不服申立てに係る一部承諾処分を、全部承諾処分に変更し、指導要録を全部開示する。
- (2) 在学している者に係る決定  
本件不服申立てを棄却する。
- (3) 卒業後の指導要録の閲覧等請求の取扱い  
小学校を卒業した後に再度請求のあった場合は、卒業後の年度以降全部開示する。
- (4) 在学している者に係る指導要録の閲覧等請求の今後の取扱い  
指導要録の平成五年度以降の記載部分については、請求があった場合は、平成6年度以降在学中の本人に全部開示する。
- (5) 訂正拒否処分の不服申立てに係る決定
  - ① 小学校指導要録の「欠席日数」及び「備考」並びに長期欠席者実態調査票の欠席日数の欄に「訂正不服申立て」のあった旨を付記する。
  - ② 長期欠席者実態調査票の「欠席理由」の「コ」は削除する。
  - ③ 長期欠席児童月例報告の「学校側措置」欄に「担任教諭による体罰のため登校拒否」と付記する。
  - ④ 学齢児童・生徒出席不良者氏名報告書の「学校側措置」欄「登校拒否、いじめによるもの」と付記する。
  - ⑤ 不服申立ての上記以外の部分は棄却する。

後に再度請求のあった場合には、全部開示をすべきである。

なお、今後教育委員会において、在学中の本人開示を前提とする制度運用に変更し、その後の記載を全部開示していくことが望ましい。

#### (2) 訂正請求関係

小学校指導要録の「欠席日数」及び「備考」、長期欠席者実態調査票の「欠席日数」並びに学齢・生徒出席不良者氏名報告書の「学校側の措置」の記載訂正は、それぞれ認められないが、当該公文書に「訂正不服申立て」のあった旨を付記することが妥当である。また、指導要録の「観点別学習状況」の訂正請求は認められず、長期欠席者実態調査票の「欠席理由」は削除することが妥当である。

### 2. 川崎市個人情報保護審査会答申要旨

#### (1) 閲覧等請求関係

小学校をすでに卒業している者については、小学校児童指導要録の一部不開示とされた部分は、現時点ではこれを全部開示することが妥当である。

現に小学校に在学している者については、小学校児童指導要録の一部を不開示とした処分は妥当である。ただし、本人が小学校を卒業して

◆ 異論・OBJECTION ◆

# 超党派女性国会議員が「児童の……」に異議申立て

拝 啓

私達超党派の女性国会議員は、今国会で審議されることになっております [Convention on the rights of the child] の child を「児童」と訳し、条約の名称を「児童の権利条約」とされたことに異議を申し上げます。

この条約の底を流れます精神からいっても、また各国内法の「児童」の年齢が一定しないことからみても、そしてなによりも未来の世紀に輝きを放つ条約であるということを考えますと、法律用語の先例にのみこだわっている政府の姿勢に、はなはだ理解し難いものを感じるどころです。

総理が今、一人のおとなとして、どのような選択をなさるのかを、多くの子ども達の目がじっと見つめていることを思い起こして下さり、ぜひ、この条約の日本語訳を「子どもの権利条約」として国会に提出しなおしていただきたく、心をこめてお願い申し上げます。

敬 具

1993年2月10日

「衆議院」

伊 東 秀 子(社)	宇都宮真由美(社)	大 野 由利子(公)
岡 崎 トミ子(社)	岡 崎 宏 美(社)	管 野 悦 子(共)
鈴 木 喜久子(社)	外 口 玉 子(社)	土 井 たか子(社)
長 谷 百合子(社)	藤 田 ス ミ(共)	吉 田 和 子(社)

「参議院」

糸 久 八重子(社)	乾 晴 美(連)	大 淵 絹 子(社)
大 脇 雅 子(社)	狩 野 安(自)	刈 田 貞 子(公)
川 橋 幸 子(社)	紀 平 悌 子(無)	日下部禎代子(社)
久保田 真 苗(社)	栗 原 君 子(社)	小 池 百合子(新)
笹 野 貞 子(連)	清 水 嘉与子(自)	清 水 澄 子(社)
篠 崎 年 子(社)	高 崎 裕 子(共)	竹 村 泰 子(社)
武 田 節 子(公)	千 葉 景 子(社)	堂 本 暁 子(社)
中 西 珠 子(公)	西 岡 瑠璃子(社)	西 山 登紀子(共)
南 野 知恵子(自)	浜 四 津 敏 子(公)	林 紀 子(共)
広 中 和歌子(公)	肥 田 美代子(社)	前 畑 幸 子(社)
三重野 栄 子(社)	三 石 久 江(社)	森 暢 子(社)
吉 川 春 子(共)		

内閣総理大臣

宮 沢 喜 一 殿

◆事務局から会員のみなさまへ◆

[Q] 会員になったら広報出版物はすべて無料で送られてくるのでは？

[A] 会員登録(会費納入いただいた時)された時期の直近の広報出版物、「いんふおめーしょん 子どもの人権連」を無料でお送りしています。

[Q] 会員は広報出版物を20%offでもとめることができるのでは？

[A] はい、その通りです。但し、ご注文の場合には必ず「会員である」旨をお知らせ下さい。

[Q] 会員名簿がほしい。請求できますか？

[A] 現在、会員名簿を公開していません。第8回総会時までに検討をし結論を出したいと考えていますので、もうしばらくお待ち下さい。

[Q] 知人にも入会を勧めたい。人権連のパンフレット等を請求できますか？

[A] はい、できます。ご連絡いただきましたら事務局から直接お送りすることも可能ですし、会員への郵送も可能です。

[Q] 「いんふおめーしょん 子どもの人権連」に活動報告を投稿したいのですが、掲載していただけますか？

[A] はい、掲載します。但し、広報委員会の企画概要が決まっていますので、若干掲載時期が遅れたり、投稿文をそのまま掲載できない場合があります。以上を前提に、お気軽に投稿下さい。

# 「日の丸・君が代・元号」と子どもの人権 by 神奈川県高等学校 教職員組合

◆解説◆本誌No.5(1992年4月号)で提言「日の丸・君が代をどう考えるか」(山部秀氏)を掲載しました。ここでは、神奈川県高等学校教職員組合の職場討議資料(93年1月21日)第3号(編集協力=卒業式・入学式自主編成検討委員会)をご紹介します。なお、お問合せ先は、神奈川県高教組(☎045-231-2479 横浜市西区藤棚町2-197 高校会館内)まで。

広報委員会◆

学校における「日の丸・君が代」「元号」の強制についての問題を考えることは、そこで学んでいる生徒の信条の自由という視点から大変重要なことです。

92年6月の「日の丸・君が代」担当者会議においても、「君が代を歌わされたり、演奏させられたりしている生徒の人権を考えるとよいのか」との意見が出席者からありました。神高教で「日の丸・君が代」問題を積極的に担ってきた、教研・後中教小委でも、このことから、生徒の人権の問題として考えていくレポートを今秋の教研集会上に提示しています。

第3号では、「子どもの権利」の視点から見てどのように考えられるかをとりあげてみました。

「日の丸」と「君が代」の問題を考え、  
強制反対の闘いをすすめよう!!

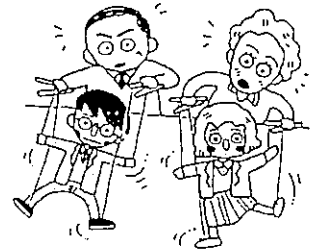
者からの次のような指摘に触発されてのことである。「君が代」をなくせていない分会の事情はいろいろあるにしろ、あのようなものを歌わされたり、演奏させられたりしてしまっている生徒たちの人権のことは考えなくてよいのでしょうか。」

ここで指摘された生徒の人権無視は、服装・持物検査をされたり、不当な処分や単位不認定等を受けたりする生徒がいて、気になりながらも、それぞれの学校の、あるいは教員の「教育権」の裁量範囲にあることとして、干渉しなくて済んでいることと同根である。よって大きくは、「生徒たちの人権」を文部省権力、県教委権力、学校権力、一教員権力の横暴からどのように保護すべ

きかを考えることが迫られていると言える。ここでは「日の丸・君が代・元号」の問題に限って、どう保護されるべきかを整理してみることにしたい。それをきっかけに、対応の普遍化が可能になるかもしれない。

まず第一に、生徒たちは、「日の丸・君が代・元号」の歴史と現状について権利としても義務としても知る必要がある。戦争の事実が高校生には残酷すぎるからと教科書の中身が差替えられたり、校長会の申し合わせで、ある特定な図書が、学校図書として禁書にされる等、子どもたちの「知る権利」の妨害を阻止する必要がある。他方、現状についても、自分の学校の教職員が、どんな風に考えているのか、——意見が割れているのなら、どういう主張がせめぎあっているのか、校長はどんな言い方で強行しようとしているのか等を生徒たちが知る権利がある。「生徒たちを巻き込むな」論は生徒の人権侵害にあたる。

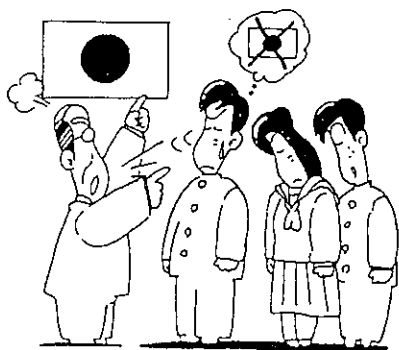
次に、知り得たことを材料に、生徒たちが意思表示をしたいことがあれば、それができる場を保障しなくてはならない。さらにはその意志



## 1/「日の丸・君が代・元号」と生徒の人権

「教研ニュースNo.69」より

子どもも大人と同じ人間として、原則的には同等の人権が在るはずなのに、「子どもの権利条約」が制定されなければならなかったり、標題のような問題のたてかたをしなくてはならないという事実は、生徒たちの人権がいかに無視されてきたかを物語っている。この問題をこういう形で意識化させようという気運がおきたのは、一学期の「日の丸・君が代」担当者会議での参加



表示がとりあげられてもえ、意に反したことが強行されることになったら、それに抗議する道があり、

そしてその強行に対する最終的な抵抗手段として、ストライキ権があることも知らされるべきだ。

以上の3点をもう少し具体的に整理すると次のようになる。

- ① 生徒たちには、授業・HR等で可能な限りたくさんの「日の丸・君が代・元号」情報を提供すると同時に、職員室や準備室に教員の思いや行動のあかしとしてのピラや三角柱や横断幕をかかげておく。その際、生徒たち自身が「他人事ではなく、まさにこの自分がどういう態度をとるべきか問われているのだ」ということを自覚できるように情報提供のありかたを追求することが望ましい。
- ② 卒業「式」・入学「式」の「式」次第を検討する段階で、複数の生徒代表が、実質的に教職員と対等な立場で話し合いに参加できるようにする。
- ③ ②で生徒代表の意向がとりいれられないで、「日の丸」か「君が代」が強制されるような事態になるか、代表の意向はとりいれられたものの、少数の生徒の人権侵害となりうる事態が生じた場合には、生徒会として、または、生徒個々人の資

格において、「歌わない」「演奏しない」「立たない」「出席しない」等の抗議・抵抗行動を保障する。

こうみえてくと、生徒たちに保障すべき人権とは、我々教職員にも保障されているはずのものだということができる。何がちがうかと言えば、こういった人権を行使したときの教職員の失職に相当する、生徒たちの退学が、実質的には、教職員の判断次第だということだ。

であるならば、われわれ教職員が、生徒たちのこういった人権行使を100%保障して、その結果を退学へつなげないような配慮をすればよいのではないか。「子どもの権利条約」の内実化であるはずの「生徒の人権行使を保障する行為」を「煽動」だとか「政治的中立の逸脱」だとかの中傷で邪魔されないための知恵と工夫も必要であろう。

〈後期中等教育問題小委員会〉

## 2/生徒が「日の丸・君が代」を拒否したら

▶この稿の前半は、子どもの人権連ブックレットNo. 3「今日から子どもの権利条約」P42~43を全文収録。誌面の都合で割愛します。(広報委員会)◀

「日の丸・君が代」を強制したい人々は攻撃をくりかえすことによって、私たちが、議論に疲れて何も言わなくなることを待っています。私たちはこの攻撃に、以下の視点などから対抗していくことが大切です。

- ① 「日の丸・君が代」は法的に国旗・国家ではないこと。また、「日の丸・君が代」については過去の歴史の経緯から、国内外の人々の間に、様々な考え方があること。
- ② 「日の丸・君が代」の強制は、思想や良心の侵害の問題に他ならないこと。
- ③ 生徒には過去の事実を学ぶことが、権利と

なんの旗・日の丸 ☆日の丸・君が代を知るための絵本です★  
なんの歌・君が代 600円(¥240) 国家を考える会編

◆お申込みは、国民文化会議 T=03-3261-8686 F=03-3262-1343 東京都千代田区神保町2の20第2富士ビル

しても義務としても保障されるべきこと。  
(今こそ、生徒とともに「日の丸・君が代」の担ってきた歴史、とくに近代以降の国家主義の中で果たしてきた役割、そのため学校教育がいかに都合よく利用されてきたかについてを正しく学ぶこと。そして、自分たちがどうすればよいのかを判断できる力を育てることが重要です。)

各校では卒業式に向けての議論がおこなわれている時期です。生徒の人権を考える視点からも、あきらめずに、ねばりづよく闘いをすすめていきましょう。また、生徒とともに卒業式・入学式の自主編成をすすめていきましょう。

## 資料＝「子どもの権利条約」の早期完全批准と具体的施策づくりを求める決議

第123国会以降、継続審議となっている「子どもの権利条約」を批准するための国会承認案は、いよいよ今国会で審議が行われようとしています。

この条約は、1990年9月に国際法としてすでに発効を見ており、現在、129ヵ国が批准をおこなっています(1993年2月16日現在)。また、昨年9月から10月にかけては「国連・子どもの権利委員会第2会期」が開かれ、ここでは条約に盛り込まれた“子ども最優先の原則”に立った各国の実施措置についての検討がすでにおこなわれるなど、「子どもの権利条約」をめぐる国際的動向は着実な進展をみえています。

こうした国際的な進展の中にあって、日本政府の「子どもの権利条約」に対する対応は極めて消極的で、昨年3月13日に閣議決定された国会承認案でも明らかな通り、①条約名称を「児童の権利に関する条約」とし、②批准にあたって留保や解釈宣言をつけ、③条約実施のためには新たな国内立法措置予算措置も不要である、としています。

私たちは、こうした国会承認案や政府の態度の問題点を明らかにするとともに、「子どもの権利条約」の早期完全批准を実現すること、関連国内法・制度の整備充実を図るよう請願署名行動、議員要請行動、全分会からのハガキによる要請行動、などさまざまなとりくみを展開してきましたが国会審議の段階をむかえ改めて次の課題の実現を求めます。

1. 条約名称は、「子どもの権利に関する条約」とすること。
2. 解釈宣言および留保は行わないこと。また、関係国内法制度の改正および、整備に着手すること。
3. 外務省がとりまとめた「西暦2000年に向けての国内行動大計画」を条約審議のなかでとりあげ、その充実に務めること。
4. 子どもを含むすべての人びとに条約を知らせるための具体的計画を策定すること。
5. 条約実施のための予算を確保すること。また、自治体が施策を行うことを国として奨励すること。

以上、決議する。

1993年3月10日 日教組第125回中央委員会

93.2.26 朝日

第3種別

本日、東京地方裁判所は、日本で生まれ、父親も母親も知れないにもかかわらず「日本国籍」が認められなかったR君について、日本国籍を有することを認める、との判決を言い渡しました。

判決は、国籍法2条3号にいう「日本で生まれた場合において、父母がともに知れない場合」について、「右要件の判断に当たっては、(一般的に子がその父または母の有する国籍を取得できる可能性が大きいことを根拠とするから)子に国籍が付与されることが可能な程度に父母のいずれかが特定されているのかどうかという観点から検討することを必要とする」との注目すべき判断を示すとともに、R君の母親について「EDカードにあるパスポートは、不正な手段で入手された疑いがあり、仮にそうでなくても原告を生んだ女性が出産の際に知り合いのパスポート上の女性の身上を詐称した疑いがあり、母親が知っているとはいえない」と判断して、R君に日本国籍が与えられるべきことを明らかにしました。

この判決は、誕生以来日本で育ちながらも国籍がないために、言語に絶する不安な法的地位に置かれていたR君に大きな安らぎを与えるものであるばかりか、子どもには生来的・根元的な人権として「国籍を取得する権利」があることを認めたものとして、画期的な意義を有しています。

わたしたちは、本日の判決を高く評価するとともに、この判決が、R君と同じように無国籍、無権利の状態で放置されている子どもとその親に大きな希望を与え、広く法の保護が及ぶ第一歩となることを確信するものです。

無国籍防止は今日の国際社会の合意であり、とりわけ無国籍の子どもが生じることがないように措置することは、国際化の進展の中で外国人とともに生きることが求められている日本の使命です。国が判決に従い、これ以上R君を不安定な状態にとどめおくことがないように、強く求めるものです。

1993年2月26日

長野県の男児が起した国籍確認訴訟で、二十六年日に東京地裁が言い渡した判決理由の要旨は次の通り。

一 国籍法二条三号は、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、……は日本国民とする」と規定しており、この要件は国籍の取得を主張する者が立証すべきであるが、人の身元の知れないことを証明するのは困難であるから、その者の出生当時の状況などにより、通常は父母をともに知ることで済まないであろうと認められ

る程度に立証がなされたときは、そのいずれかが知られて

ていることにつき反証がない限り、右要件の立証がなされたものと認めらるべきである。

# 身元不明の立証は困難 判決理由要旨

三 記録上、フィリピン共和国籍の「セシリア・ロゼテ」という女性がわが国に入国しているが、その旅券発行手続きには、その生年の記録がないなど不明な

と、原告の母が、何らかの手段により、自らの身元でない「セシリア・ロゼテ」の旅券を取得して、入国したものでないかとの疑いを払拭(ふっしょく)でき

く、名前もつづりが違い、三年滞在しているはずであるのに片言も日本語を話さないことが認められ、このこと、近年、観光ビザでわが国に入国し、滞在期間が過ぎても就労している外

五 したがって、原告について「父母がともに知れない」と認められ、原告は日本国籍を取得したものと認めらるべきである。

で、その余の身分関係が明らかでないまま、出産後行方不明になったというのであるから、このような事情の下では、父母を知ることができないのが通常と考え

点のあるほか、出入国記録上の署名のつづりに違いがあること、近年他人名義の旅券や偽造の旅券でわが国に入国する事例があつてを絶たないことを考え併せる

四 仮に、真実「セシリア・ロゼテ」が入国したとしても、原告の母が病院で申告した生年月日は、月日は同じだが、年は「セシリア・ロゼテ」よりも五年若

く、その名前や生年月日を知ったことから、出産の際その身上を詐称したのではないかの推測を入れ余余地が充分にあり、父又は母が知れていることの反証があつたとはいえない。



## 無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約

### リポート2=日本における外国人女性労働者の人権侵害 星正秀(弁護士)

#### 1. 「ジャバユキさん」のおかれている現実

……「女性の家HELP」は、現在はジャバユキさんの駆込寺みたいな機能をはたしています……◆

きょうは、アジアから、特にフィリピンとかタイから日本に来て働いている女性の実態についてお話をしようかと思います。

私の報告書がパンフレットの6ページから15ページにあります。私が所属している「女性の家HELP」という団体の顧問弁護士全員5人で分担してつくったものです。これは、国連に対してカウンターレポートとして提出しようとしている文書です。日本の政府が正式なレポートを国連に提出するのですが、表面的に「日本には人権侵害なんてないんだよ、外国人に対する差別もないんだよ」という報告が日本政府からされていますので、それに対して我々のほうで「それは違うんですよ」という趣旨で書いたものです。したがってわりと総花的に書いてありますので、見ていただければ、現在のアジア人女性、いわゆるジャバユキさん、彼女たちの置かれている問題がざっとわかると思われれます。

「HELP」というのは、私も最初から参加していないので設立経緯等はわかりませんが、現在はジャバユキさんの駆込寺みたいな機能を果たしております。場所は新大久保の駅のそばにありまして、利用者は毎年200人から300人程度の方が来ております。そういう女性たちが人権侵害を受けて逃げてくるわけですが、そういう場合に、弁護士が援助できるようなことがあれば顧問弁護士のほうで担当して、いろいろな活動をするわけです。

つい最近ですが、タイ人の女性が逃げてきました。仲間の女性が日本人の経営者に殺されてしまったという報告を受けたので、たまたまそのとき私が手が空いていましたので、私が告発書を書いて警察に告発しました。警察もよく動

いてくれるのですが、何しろ死んだ人の名前すらわからない。タイ人で、年齢が24、25歳というのはわかるのですが、パスポートは全部経営者が持っていますし、彼女の本名はわからない。通称しかわからない。死体はないという事例なので、警察も相当困っています。

今の一つの事例でもわかるように、彼女たちが置かれている立場は全く無権利状態です。特にタイ人ですが、日本のブローカー、人身売買をしているような人たちですが、そういう人たちは「何人」とは言わないのです。「何本」と言うんです。「きょうは3本入荷したよ」あるいは「5本入荷したよ」と言って、1本が大体350万程度です。つまり彼女たち1人を買うのに350万あれば買えちゃうわけです。日本でいえばスポーツカー1台分くらいですか、それで女性1人が売買されているのが端的な実態ではないかと思われれます。

#### 2. 妊娠、出産、医療問題

……彼女たちのパスポートは経営者にとりあげられていますので、社会保険とか国民保険に入っていない……◆

そういう過程の中で、当然彼女たちも妊娠したり出産したりします。きょうの主題はそこになると思われれますが、妊娠、出産したとしても、12ページに「いわゆる『不法』入国者・在留者の福祉・厚生」とありますが、実際に彼女たちは大体の場合はパスポートは経営者に取り上げられていますので、当然社会保険とか国民保険に入っておりません。出産したとしてもそういう援助は受けられませんので、ひどい話ですと、横浜のほうであったのですが、公衆便所で赤ちゃんを生み捨てにしてどっかに行ってしまうということもあります。たまたま「HELP」等に来

て医療機関に連れていっても、ほとんどの医療機関は治療してくれません。どうしてかといえは、彼女たちに治療したところで治療費が入らないからです。簡単に言えば、最初のうちは、東京都の場合は、生活保護みたいなものであとから東京都が負担してくれたので、最終的に東京都に回せば何とかかなるというので医療機関等でも受けつけてくれるところも多かったのですが、厚生省の口頭の通達で「そういう場合には生活保護をしちゃだめだよ」という話があったので、なかなかそれもできなくなって、実態として、外人であれば医療機関は大体引き受けを拒否します。結局、医療といっても経済的な目的が第一なのかと私は思うのですが。そういう実態です。

もう少し具体的に話しますと、出産の事例は私が調べた中で3例ありましたが、3例に共通するのは、8ヶ月の段階で不正出血などがあって切迫流産ということで救急車で医療機関に運ばれたりしています。

事例を話しますと、まず第一の事例は、外に来て治療を求めたという事例です。この人の場合はパスポートを所持していたので、医療機関のほうで国民健康保険に加入する手続を取ったので、医療のほうは受けることができました。

もう一つは、日本人男性と同居していて妊娠した。男性のほうは収入が少ない。女性が出産のために入院したのですが、その間に男性が逃げたという事例があります。ただ、この男性は逃げる前に胎児認知をしていましたので、何とか日本国籍を取得して健保に入って、そこで治療費等は受けることができました。

最後の事例ですが、これは悲惨でして、早朝に救急車で運ばれてきて、切迫流産の恐れがあるということで即手術をしました。33週ということで1,800グラムで生まれたわけですが。ただ母親が梅毒にかかっている、当然子どもも梅毒を持って生まれました。母子ともに治療を受けたのですが、母親のほうは梅毒に関する知識等が全くなくて、治療が思うように進まなかったという事例です。医療費は入院予算を根拠にして支給させました。

このような事例がありますが、大体、最終段階に来てから、もう赤ちゃんが生まれる寸前になってから初めて医療の補助を受けようとする。

そういう前提として何があるかといったら、まず言葉の壁があると思います。日本語がよくわからないのでお医者さんにも行けない。また、ほとんどの場合、彼女たちはオーバーステイですので、オーバーステイがばれて強制退去されるのを怖がって行かないということが考えられます。また、パスポート等もなくて自分の身分を証明するものもないということもあります。

### 3. 生まれてくる無国籍の子ども

……日本国籍を持って日本で生活できるとしても、母親に生活力がないので養護院とか救護院に入れられるような事例もあります……◆

子どもが生まれて、国籍の問題は先ほどお話し

#### 資料＝約束された職業

職 業	人 数
ウェイトレス	57
売 春	49
ホ ス テ ス	24
工 場 労 働 者	23
観 光	23
メ イ ド	18
ダンサー・歌手	7
店 員	6
皿 洗 い	5
美 容 師	5
コ ッ ク	5
掃 除	3
結 婚	2
愛 人	2
受 け 付 け	1
バーテンダー	1
レ ジ	1
会 社 員	1
バ ン 屋	1
ベビーシッター	1
老 人 介 護	1
縫 製 業	1
不 明	62
合 計	299

#### 資料＝借金の額

金 額	人 数
100万円	6
140万円	1
150万円	4
160万円	1
170万円	1
300万円	7
320万円	6
340万円	1
345万円	1
350万円	73
355万円	1
360万円	11
370万円	7
375万円	3
380万円	5
400万円	3
500万円	1
800万円	1
な し	28
不 明	138
合 計	299

があったので除きますが、大体の場合、彼女たちは子どもを育てるだけの資力も余裕もありませんので、養子に出すとか、あるいは捨て子をしたりします。日本人の父親がいて、その日本人の父親が胎児のうちに認知すればその生まれてくる子どもは日本国籍を取得できるのですが、胎児のうちに認知をしなければ母親のほうの国籍で生まれてくるわけです。そうなりますと、母親のほうに在留資格があれば日本で生活できますが、大体の場合、母親はオーバーステイとか資格外活動ですので、そういう資格もありません。そうなると、日本国外に退去させられてしまうことになってしまいます。運よく日本人男性と結婚していて、あるいは胎児認知とかさかされていて、日本国籍を持って日本で生活できるとしても、母親のほうに生活力がないので、養護院とか救護院に入れられるような事例もあります。

最近私の扱った事例ですが、男性が日本人で女性がフィリピン人でしたが、離婚してしましまして、子どもの親権者は父親になって、母親は親権はなくなったわけです。ところが離婚後に父親が子どもの養育を放棄してしまい、子どもは養護院に入れられました。母親はそれを知って養護院に行って自分の子どもだから引き取りたいとか会わせてと言っても、福祉士が会わせないわけです。なぜかといったら、母親といっても親権がないから会わせないという対応がありました。法律の上では、面接交渉権というのが、条文ではありませんが、慣例的に認められていまして、親子であれば子どもに面会するのは本来自由なわけで、親権があろうがなかろうが面会できるはずなのですが、どうも外国人女性ということで福祉士のほうに差別的な意識があったのではないかなと私は感じております。

また、子どもが大きくなって就学の年齢になったとしても、外国人登録をしていれば、すんなりかどうかはわかりませんが、義務教育等は受けることができるのですが、外国人登録がないとなかなか受けづらいという事例があります。

ちょっと特殊な事例ですが、タイ人女性と日本人の男が同棲して子どもが生まれたわけです。日本人の男には妻がいます。子どもも2人いまして、もう20歳と19歳。タイ人の女は本国にご亭

主がいる。ただ、この亭主は非常に悪いやつでして、女房を働かせるために日本に行かしたような感じで、この女性としては逃げるためにこの日本人の男を頼って住んでいるわけです。その間に子ども(Aちゃん)が生まれてしまった。この女性は10年くらい前に日本に来ましたが、オーバーステイのまま、子どもは生んだのですが出生届はしていなかったわけです。日本人の男から認知することもしていません。またこの子は、タイの国籍も持っておりません。

僕ら弁護士で考えたのは、まずこのタイ人女性の夫の子どもであるという嫡出の推定があると思うので、それを切るための裁判を一つ起こ

資料＝国別HELP利用者数

国籍	年	1990	1991	合計
フィリピン		16(1)	10(2)	273(13)
タイ		157	270(1)	673(1)
マレーシア			2(1)	5(1)
インドネシア				2
スリランカ				3(1)
中国			1	2(1)
台湾			2	5(2)
ホンコン				3
韓国		1(1)		1(1)
ジンバブエ				1
ケニア				1(2)
イラン		1(1)	1	3(3)
オーストラリア				2
メキシコ				9
ペルー		1(1)	3	4(1)
ブラジル			9	9
コロンビア			1(2)	1(2)
アメリカ		4		9
カナダ				1
イギリス				1
フランス				1(1)
ドイツ		1		1
外国人小計		143(4)	299(6)	1010(29)
日本		55(22)	33(18)	444(167)
合計		198(26)	332(24)	1454(196)

(注1) 上記表中の合計数は1986年4月1日～91年12月31日までの数値。

(注2) 上記表中の( )内の数字は子どもの数。

しました。嫡出否認の訴えです。なおかつA君を原告に、日本人の男(お父さん)に対して「認知をしろ」という訴訟を起こしました。その後ちょっと勉強したのですが、タイの法律では日本のように厳密な嫡出推定みたいな規定がないので、タイの夫とAさんとの間の親子関係は法律は推定されないみたいなので、嫡出否認の訴えは取り下げをして、単純に認知のほうを残して、もうそろそろ結審ですが、たぶん認められると思います。

#### 4. 子どもの国籍保障と入管体制

……国籍はないけれど、いま小学校に通学しています。ただ、学校に入るときに留保条項があります。日本の入管体制が変わらない限り、こういう問題はなくなるのではないかなと思つています……◆

「HELP」に来たときはこの子は6歳くらいで、学校に入れなきゃいけないということで、千葉の四街道の教育委員社に交渉して、国籍はないけれどもずっと日本に住んでいて日本語しかしゃべれない子どもですから、この3人は同棲していますのでぜひ就学を認めてくれということで、いま学校に通っています。小学校2年です。ただ、学校に入るときに一つ留保条項がありまして、学校の中で鉄棒の事故とかプールの事故があっても学校のほうには責任追及しませんよという一筆を入れて、いま学校に通っているところです。将来的にこの認知が認められて、あと日本国籍を取得するために手続がいるのですが、それをして日本国籍を取ればそういう障害もなくなるのではないかと思います。

彼らが「HELP」で活動していて一番問題になるなと思うのは、今の事例でもどうしてお母さんが出生届を出さなかったかということ、出生届を出すことによって自分のオーバーステイがばれてしまうのを怖がるということ。また、生活保護とかを申請したいと思っても、そういうのを申請すればオーバーステイがばれてしまう。結局、オーバーステイがばれて入管にばれて国外退去されるのが怖いというのが彼女たちの行動を非常に制約している一番大きな理由になっております。話せば長くなりますが、そう

いう日本の入管行政が変わらない限りこういう問題はなくなるのではないかなと思っております。できれば、きょう参加している皆さん方が職場等に戻って、こういうおよそ先進国とは思えないような人権侵害があることを広めていただいて、一番問題があるのが日本の法務省の入管体制だということをぜひ議論してほしいと思います。

私の話を終わります。どうもありがとうございました。

#### ▶質問

星先生の話で、オーバーステイであることがばれて強制送還等々になることを恐れているいろいろな人権侵害が起こっていると。私もあやふやな知識ですが、労災面では入管に直接行かないようなシステムができたようなことを新聞で読んだ記憶がありますが、その辺のシステムのことを概略教えてもらえたらと思います。

#### ▶星 正秀

先ほどは雑駁な話だったんですが、オーバーステイとか資格外活動について、公務員がそういう事実を知った場合には必ず入管に通知しなければならないという規定があるわけです。そういう規定があるもので、例えば公立病院に治療してくれと行ってパスポートを提示すれば、当然在留期間が書いてありますから、それが過ぎていけば、公立病院の職員は公務員ですから入管に通報しなければいけない義務が生じてしまうわけです。そういうふうになると、結局、国とか公的機関に援助を求めてもそれが国外退去につながってしまうので、つつい援助を求めなくなる。そういうところに根本的な原因があると私どもは思っているわけです。

先ほど話のあった労災については、労基署では労災申請すると、一番いい例はバングラデシュ人ですが、建築現場で腕がなくなったとか、あるいは旋盤を回したときに指がなくなったとかいっても、ほとんどの場合は雇用主は労災に入っておりませんが、そういう場合に、私は「ラフル」というところの活動をしています。労災に出っていないけれども、労災は別に国籍条項はありませんので、労災申請して何とか労災の給付をもらうようなことをしております。確かに最近、労基署のほうでは、外国人労働者が保護を求めるにあたって、入管への通報を怖がって

保護を求めないのはおかしいということで、運用ときは入管に通報しておりません。法的根拠として私は不勉強でわかりませんが、現在私は中国人の件を1件やっていますが、労基署のほうといろいろやっておりますが、別に入管のほうに通報等はされておりません。そういうのは事実上しなくてやっているのだと思います。

☆ 無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約/92年7月29日=日本教育会館 ☆  
第2回公開講座、参加者アンケートから…… ◇広報委員会◇

◆今回の講座のご感想&ご意見◇

- ① 新しい視点での子どもの権利条約の学習で非常に新鮮でした。どうもありがとうございました。(教職員・女性)
- ② 外国籍の子どもの権利保障が、子どもの権利条約との関連でとりあげていただいたことについて大賛成です。星先生のコメントに感動しました。全く同感です。(教職員・男性)
- ③ 新聞、テレビ等で知っていたが、より詳しく背景からも理解できたように思います。何をおいても思うことは、政府・行政の人権への未知と、日本が今まで歩んできたところからでてきているであろう人権の意識の欠如が問題ではないだろうか。(公務員・男性)
- ④ これだけの内容をこんな少ない人数で学習するのはもったいない。もっと大きなところで、たくさんの人にも学んでもらいたい。(教職員・男性)
- ⑤ たいへん勉強になりました。人権に関する論議を教育現場に広げられるよう努力したいと思います。(教職員・男性)
- ⑥ 外国籍・無国籍の子どもたちと実際に接したことはありませんので、今日の学習は大変良い勉強になりました。(教職員・女性)
- ⑦ 子どもの人権連の案内チラシを見て、子どもの無国籍問題に対して関心がありましたので参加致しました。なかなか人権問題は地域に広がりやすい(福祉については浸透しやすい)と思っています。良い勉強会でした。(地方議員・女性)
- ⑧ 無国籍の子どもがあってはならない。とても学ぶこと、考えることの多い講座で参加できて良かった。在日外国人の生活全般にサポートする機関(公的・民間でも)の必要を感じています。先ずぶつかるのが言葉の問題、行政の窓口の対応の悪さ(通訳の配置、行政サービスの説明、悩みの相談など)を直接かか

わっている方からうかがいました。

(保健所心理相談員・女性)

- ⑨ 日々、直面している問題で参考になることが多く、また、違った観点からの意見もうかがえて勉強になりました。

(児童相談所相談員・女性)

- ⑩ 管内には外国人の就労者がふえてきており、現在でも未国籍の問題が出ており、非常に勉強になった。(公務員・男性)

- ⑪ 現場の中で、多種多様に今回のテーマを体感しています。迷子を引きとりにきたアジア系母親とブローカーらしき男性と、住所はうそ。そして、在日韓国人問題は根深く子どもの生きる権利を阻害しています。また、外国人労働者相手の日本の高校生の女子売春などです。全国各地の方々の意見が聞けて、改めて問題を深くしています。当問題の当事者と法律と間に活動している人達の様々な有様をみた思いです。

(児童相談所一時保護課保母・女性)

- ⑫ 盛りだくさんの内容で、消化するのに時間がかかりそうですが、現実の問題から逃げてはいけない、と思われています。私は、幼稚園で3~6歳の子どもを相手にしていますが、この時期に相手(外国人や障害者、少数者、自分と違った人)を受け入れ、その思いや苦しみを感じられる感性を身につける手伝いをしたいと思っています。

(幼稚園教諭・女性)

- ⑬ いろいろな立場の人から実践にもとづく話を聞くことができ、大変学ぶことが多かった。今まで教育現場にいて生かすことができなかつたことがぐやまれますが、今後は異なった立場から本当に子どもの権利を大切にするためにも、条約の批准を含め大いに学習し、実践につなげたいと思います。(団体職員・男性)

- ⑭ 今まで興味がなかった事だったが、今回の講座に参加し、今、どのような状態であるかが理解でき、これからいろいろ考えていこう

と思う。 (大学生・男性)

15 今回はじめてこのような会に参加させてもらい、外国人の人権について真剣に討論されているということがわかりました。法学部に通う大学生として、私はこのような問題についてもっとよく考えていかなければならないと実感しました。 (大学生・男性)

16 周りの人がさまざまな社会状況に対して、一生懸命考えて、どうにかしようとしている意気ごみに大変感動しました。また、自分もそれについて、これからの課題としてとりあげていく必要性、それから一步進むこと、すなわち実行に移していくことが大切と思いました。 (大学生・女性)

17 無国籍・外国人について、私の働く児童相談所でも少しずつケースがあがってきていますが、一体、何が問題なのか、いろいろ考えさせられました。外国人の問題が実は日本の歴史そのもの、つまり、在日朝鮮人問題にいきあたる。そのことにきちんとした対応をしてこなかったことが今の問題なのだということがすごく重く伝わってきました。

(児童相談所一時保護課・男性)

18 卒業論文で、戸籍と外国人登録法を中心とした人権問題をとりあげるために参加させていただきました。無国籍の子どもたちの現状や外国人の子どもを受け入れていらっしゃる方々のご意見をうかがうことができて、大変参考になりました。 (大学生・女性)

19 川崎市中央児童相談所で、一時保護所の保母をしています。当児童相談所でも、ここ数年、外国人がらみのケースが目立っています。一時保護に至ったケースも数ケースあります。ケースとしてあがるものは、正に『氷山の一角』とも思いますが、内容は非常に悲惨で重いケースばかりです。

保護所の保母として、彼らと生活を共にして、文化のちがいが、ことばの壁、やはりどうしても感じてしまう『外国人』と見てしまう自分のあさはかさに失望してしまいます。もっと勉強しなければと思います。

(児童相談所保母・女性)

20 子どもの権利条約批准にむけ、早く実現を

といいつつも、学校現場では子どもたちの人権を奪っている現実、奪っているのに気づいていない大人や教職員の多いことに矛盾といらだちを持っています。

しかし、目の前にいる子どもや差別、人権を侵害している部分を具体的にとりはらっている行動をしなければと思っています。

外国人の子どもさんの問題を数と現場のみでとらえやすいですが、7月29日の講座で大阪の方の発言にありましたように、今まで在日朝鮮・韓国人の教育やくらしの保障、戦後責任も含めはっきりしてこなかったことにあると思います。 (教職員・女性)

21 今まで、このような事がらに無関心だった私に、このような考えをさせてくれるようなこのような会をもっと数多くの人々に知らせることにがんばりたい。 (大学生・男性)

22 父のロータリーの関係で、私の家に中国人の留学生がよく出入りします。その人は結婚されている人で、中国に子どもを残して来ていますが、ひとりっ子政策のことについても考えさせられます。

私は色々と考えていかなければならないことがいっぱいあって、はっきり申しますと、どうしたらよいか、わからなくなっています。だから、このような会に参加することで自分の指針を導いていきたいと思います。今日はこのような会をありがとうございました。

(大学生・女性)

23 外国人、特に弱いとされる女性や子どもについて、こんなにも権利がないものだとは思いませんでした。

外国籍ならまだいいが、『無国籍』の問題について真剣に考えていきたいと思いました。

(大学生・女性)

政府は今期の通常国会において、国連が1989年11月に採択した「子どもの権利条約」を「児童の権利条約」との名称で、批准に必要な国会承認を求めようとしている。しかし、この条約の名称は、「子どもの権利条約」とすべきであって、政府案の「児童の権利条約」は適当でない。なぜなら、この条約は「子ども」を権利を享有し行使する主体として認めようとする思想に基づいたものであって、「児童」という子どもを保護の客体としてみるような旧来の表現は、この条約の名称として適切でないうえ、現行法制では年齢が不統一な「児童」という用語は「18歳未満のすべての者」に適用される(第1条)と定めた条約の主旨が十分に理解されず、混乱を生じるおそれがあるからである。

また、その提案内容は、条約37条(c)を留保するとともに、同9条1と10条1について解釈宣言をするものであり、又、条約の実施のためのあらたな国内法の立法措置も予算措置も不要とするものである。更に、各条文の日本語訳も不正確なものや恣意的なものがある。このような政府の姿勢は、子どもの権利条約のもつ画期的な意義と我が国の子どもの権利の現状に鑑みて、大いに疑問がある。

当会は、昨1992年3月に「子どもの権利条約批准に向けての法改正の提言」を当会の見解として発表し、校則、体罰、懲戒処分、いじめ、登校拒否などの今日の学校教育における具体的問題に則して、子どもの権利の現状の分析を行い、子どもの権利条約からの問いかけを受けての国内法制の整備や改正について具体的な提言を行った。これらの提言をもふまえて、国会においては必要な立法措置がなされなければならない。

更に、少年司法手続において黙秘権や反対尋問権が保障されておらず、また視護措置決定や検察官送致(逆送)決定などに対する不服申立権が認められていない点や、民法において非嫡出子の相続分が嫡出子の2分の1とされている点などは、条約に反するものであるから、これらの点は子どもの権利条約の完全実施のために放

置しておくことができないところである。その上、条約42条はこの条約を広く子どもに知らせることを定めており、このためには相当な予算を要することは明らかである。さらに、家庭においては子どもに対する虐待が増加しており、親が養育責任を果たすための国の援助が切実に要求されている。

このように、国会が政府による子どもの権利条約の批准について承認するにあたっては、何よりも子どもの権利実現のための充分かつ実質的な審議が必要である。十分な審議を経ない承認は、結局子どもの権利侵害を放置したままでの形式的な条約批准につながるおそれがある。

よって、当会は、政府に対し、本条約の批准に際し、条約の名称を「子どもの権利条約」とすること及び条約の一部留保と解釈宣言を撤回して、子どもの権利実現のための立法措置、予算措置を提案するよう要求するものである。又、国会に対しては、本条約承認に際し、わが国の子どもの権利状況を踏まえて十分な論議を尽くし、必要な立法措置、予算措置を講じるよう、政府に要求することを求める次第である。

# ☆ 活動報告=学習研究委員会・警察と子どもの権利小委員会 ☆

【委員会の構成】委員=津田玄児、浅川道雄、黒岩哲彦、佐々木光明、山田由紀子

## 【委員会の活動】

概ね月に一回の会合をもち、委員会の課題となっているわが国の少年司法の実態についての検討を続け、その傍らその研究にとっては避けて通ることのできない前提条件と考えられる幾つかの問題についての公開講座を企画し、実施してきた。

その内容は以下の通りである。

### ◎検討してきた問題点

- ・少年法・少年審判規則と権利条約の比較検討
- ・少年警察活動の実態の把握
- ・学校現場の生活指導と少年警察の関係、学警連の実情  
(その一部は『子どもの人権読本』に反映されている)

### ◎公開講座の日時とテーマ

5月23日＝「子どもの権利条約は傷ついた子を救えるか

非行・学校不適応・不登校の子どもたちの問題

7月29日＝「無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約

最近の流入外国人の子どもたちの人権の問題

11月14日＝「定住外国人のアイデンティティーと子どもの権利条約」

在日朝鮮人・韓国人・中国から帰国した子どもの教育問題

(その内容は「いんふおめーしょん 子どもの人権連」に順次掲載されている)

### 【今後の課題】

★委員会の充実を図ること、特に学校現場の小・中・高校教員と少年司法の現場からの参加を求めて委員を補充すること。

★教員・父母に役立つような「少年司法の手引き」(仮称)を執筆・編纂すること(企画案は別掲)。

★今後の連続講座について、企画・実施を検討すること。人権連の他の部門や全体との関わりをいっそう強める方向で見なおすこと。

★当委員会の名称について再検討すること。

## ◆『少年司法についての手引書』企画原案◆ ～非行についての15章～

- ① 非行とはどんな行為をさして言うのか。
- ② 大人の犯罪との違いはどこにあるのか。  
※今日の考え方——子どもたちは過ちを犯しながら成長してゆくもの。
- ③ 大人に対する「刑罰」と子どもに対する「保護処分」。
- ④ 家庭裁判所・調査官。
- ⑤ 少年鑑別所。
- ⑥ 少年院・保護観察・救護院。
- ⑦ 審判不開始・不処分。
- ⑧ 少年警察の役割——期待されている役割と実態の大きなズレ。
- ⑨ 少年検察の機能。
- ⑩ 少年事件(非行)の裁判手続き(審判)のおこなわれ方。  
※非公開で進められ、対審構造をとらない、「懇切で和やかにおこなわれる」はずなのだが。
- ⑪ 少年事件と弁護士活動。  
※付添人の果たす大きな役割。
- ⑫ わが子が非行に陥ったときに親(保護者)はどうすればいいのか。
- ⑬ 生徒が非行で警察に呼ばれたとき教師は何がしてやれるのか。  
※逮捕されたとき、鑑別所に送られたときなど。
- ⑭ 国連の子どもの権利条約がのべている「非行少年」の権利。
- ⑮ 私たちの課題。

# ◆ わが子が非行に陥ったとき親はどうすればいいのか by 浅川道雄 ◆ (学習研究委員)

## ▶ 広報委員会から

学習研究委員会・警察と子どもの権利小委員会は、前掲記事にあるように、教職員・父母に役立つような『少年司法の手引き』(仮称)の発行を企画しています。そこで、企画原案の一部をここに掲載しますので、企画原案についての教職員をはじめ会員・読者のみなさまのご意見、ご要望をお寄せ下さい。

子どもが万引きをした、他人のバイクに無断で乗ってしまった、他校生との集団抗争で相手に怪我をさせたなど、さまざまな理由で警察の取り調べをうけることになったとき、親はどうしたらいいでしょう。

## 【警察に出頭する前に】

まず、親は事件を取り扱っている警察へ行くか電話をして、事情を詳しく尋ねることです。子どもの身に何が起こったのかを早く正確に知る必要があります。

他人に被害を与えていた場合は、機を逸せず(できるだけ本人を伴って)被害者に謝りにゆき、被害の弁償など親にできる後始末をして、誠意を示しましょう。

それと共に、子どもの話を詳しく聞くことが大切です。親は感情的になって、子どもを叱りがちですが、冷静に、実際に起こった事実を子どもの側からも詳しく聞き出すこと。そのためには子どもに対して、決め付けるような言い方をしないことが大切です。

警察官と子どもの言っていることが一致すれば問題はありますが、食違っていたら、どこに真実があるのか、双方の言い分を検討し、その事件に関わっていた人に問い合せるなどして、本当のことを探ってみるべきでしょう。

警察で話すことに嘘は絶対に禁物です。正直に話さなければ必ず損をすると子どもに教えておきましょう。ただし、他人のことは聞かれても慎重に、言いたくないことは「言いたくありません」と断るマナーも教えてください。

その上で、子どもが、非行への反省をどの程度しているのか、子どもにも言い分はないのか、

子どもの考え方や感じ方に、事件の前と後とで変化があったのかどうか、なども知っておきましょう。

## 【警察に出頭するに際しての心得】

呼び出しには必ず親と一緒に行き、警察官の面接の席にも同席しましょう。

警察では必ず複数の係官が取り調べを担当します。子どもが一人ぼっちでは言いたいことも十分には言えません。その場合には、警察官が予定した通りの供述調書になってしまいがちです。

警察によっては、子どもを一人で出頭させようとしたり、折角一緒に行っている保護者を子どもから引き離して、別室か廊下で待つように指示したりします。しかし、親権者として子どもの取り調べに同席することは大切な権利です。多少のやりとりは覚悟しても、絶対に譲ってはいけません。

どうしても不安なときは弁護士会に相談に行き弁護士と一緒に行ってもらいましょう。

## 【供述調書に署名する前に】

係官は調書を作成しおえたら、その末尾に子どもの署名と指印を求めます。立会人として保護者も署名・捺印を求められます。

その際には、係官が必ず子どもの面前で調書の全文を「読み聞かせ」することになっています。その時には、よく聞いていて、表現の不十分な所や、間違っている箇所があれば、こちらから指摘して付け加えてもらったり、訂正させることができます。間違った内容の調書に署名することは決してしないように。

被害者との間で示談が成立したり弁償が終わって、それを裏付ける示談書等がある場合には、書類を提出して、そのことを調書の中に記録してもらっても忘れないようにしましょう。

## 【基本的な心構え】

- 事実に対してはありのまま、客観的に受けとめること。
- 立場をかえて、被害者の側に立ってみること。

- その非行とその結果とを体験することで、子どもが、より考え深い人間に成長してゆくように援助すること。
- 事件を他人の所為に(友達の所為にしたり、夫婦が責任をなすりつけあったり)しないこと。
- わざと軽く受け流してみせたり、皮肉を言ったりして親がその問題から身をそらすような態度をとらないこと。

- 子どもの身になって、親も心のなかで追体験してみることに。
- 子どもが、非行への後悔を契機として、なぜ自分がその間違った行為をしたか、原因に遡って考え、そこから生まれた反省を行動に表すことが出来るように援助すること。
- 子どもにだけ変容を期待するのではなく、親の側も変わるように努力すること。

## ◇ 少年事件と弁護士活動

by 津田玄児  
(学習研究委員/弁護士)

「生徒(卒業生)に、非行の問題が起こった時、学校・教師は、何が出来るのか? 何をなすべきか?」これが手引書の第二のテーマです。現場の先生方の参加を得て、柱づくりをしようと思いますが、弁護士の側から見て、以下のような問題があります。

1. 警察からの生徒に関する問い合わせに、どのように対応すべきですか?  
教育目的にのみ活用できる教育資料を生徒の責任を追及する捜査側に提供して良いかどうかの問題です。不登校の生徒の氏名などについての照会に答えたことが、無実の少年を捜査の対象にすることになった綾瀬母子殺し事件の教訓があります。
2. その他警察から捜査への協力要請があり、授業などに差支えがでる場合に、どのように対応すべきですか?  
教師から捜査のやり方の不当を指摘して、改善を求め改善された実例があります。
3. 受持の生徒が取調べのために、授業・給食・部活を休むとの申出があった場合、教師として、どのように対応すべきですか?  
警察の内規によると授業を妨げる事情聴取は、行なわないことを原則にしています。教師の側から授業に支障のない方法での事情聴取を求めることができるはずですが。
4. 生徒が警察沙汰になった場合、校長・生活指導主任でない担任の教師が生徒の相談に乗るべきですか? あるいは乗っても良いものですか?

5. 生徒が逮捕・勾留あるいは少年鑑別所に收容されている場合、教師としてどのような対応ができますか? 冤罪の場合とそうでない場合とで違いがありますか?
6. 逮捕・勾留あるいは少年鑑別所に收容されている生徒に、教師が面会することはできますか? 面会するには、どのようにすれば良いのでしょうか?
7. 威圧的な捜査で生徒が萎縮している状況が見受けられる場合、その他警察の取調べで生徒が悩んでいる場合に、教師としてどのような手助けができますか?
8. 生徒に弁護士を斡旋したい場合、どのようにすれば良いのでしょうか? 費用をかなり取られるのではないのでしょうか?
9. 生徒が取調べを受けている状況について、他の生徒にどのように説明したら良いのでしょうか? その時どのような点に留意すべきですか?
10. 家庭裁判所で行なわれる審判手続には、教師として参加できますか? そのためにはどのようにすれば良いのでしょうか?

#### Ⅳ 人間に投資する (No.12・13合併号の続き)

提案4—市場経済の重要性についてのコンセンサスの広がり、人間への基本的な投資を保障する責任が政府にあるというコンセンサスを伴わなければならない。

#### 教育

国の教育制度の場合にも公共支出が同様に歪んだ形で配分されて、より豊かな人々が優遇されていることが明らかになっている。

過去数十年間の調査の結果がつねに「初等」教育への投資が社会の進歩と経済の成長の双方の点で、大きな見返りを生むことを顕著に示しているにもかかわらず、ほとんどすべての発展途上国の政府支出は、多くの人々のための基礎教育よりも、少数者のための高等教育に大きく偏っている。

教育の普及と持続的な経済成長という相互補強的な目標を実現した国はこのような道をたどらなかった。日本や韓国は経済成長への離陸に先立って、初等教育の完全実施を実現した。両国は、一人当たりの実質所得が現在の大多数の発展途上国よりも少なかった段階で人間に対する基本的な投資を行った。日本は前世紀の末に基礎教育の完全実施に向けて急速に前進した。韓国は一人当たりのGNPが年間100米ドル強に達した段階で、ほぼすべての子どもが初等教育を受けられるようにした。中等教育や高等教育が重視されるようになったのはその後のことで、それも大多数の人々のための初等教育を犠牲にして行われたわけではなかった。また、経済力が受け入れられる限度をはるかに超えてまで、高い教育を受ける人々の数を増やしたわけでもなかった。

他の多くの国はそれとは逆のコースをたどって高等教育に対して不釣り合いに多くの投資をした。子どもの二人に一人が四年間の小学校教育を受けられないにもかかわらず、中等・高等教育予算が異例に高い割合を占めるようになり、

その結果、経済が吸収できないほど多くの大学卒業者を生み出した。インドでは大学生一人を教育する費用で60～70人の子どもに初等教育を受けさせることができるが、子どもの約半分までが小学校を卒業できないでいる一方で、国が効果的に雇用し切れないほど多くの高等教育終了者が生み出されている。その結果必然的に高い資格をもつ失業者が先進工業国に頭脳流出するようになっている。このようにして政府の教育支出のうちのかなりの部分が、すべての人が基礎教育を受けられるようにするためではなく、豊かな国の助成に使われている。基礎教育こそが開発の礎石の一つであることを過去のすべての経験が示しているにもかかわらず、基礎教育の普及状況は改善されていない。

教育支出は全体として、公正と効率という二つの観点から所得を再配分し、機会の平等を促進するものにしなければならない。大多数の発展途上国では教育支出がまさにその逆の役割を果たしている。高等教育に対する政府支出の大部分が、すでに有利な立場にある人々のためのものになっている。たとえばチリ、ドミニカ共和国、ウルグアイでは政府の高等教育支出の50%以上が、最も豊かな20%に属している家族の子弟につかわれている。インドでは政府の教育支出の50%が、最高の教育を受けている10%の人々を助成するのに使われている。

そうした不平等のなかにこそ、教育支出の配分を再編して、2000年までにすべての子どもが基礎教育を受けられる（少なくともその80%が小学校を終えられる）ようにするという目標に向けて前進するための資金を見出す可能性がある。

この目標を実現するためには1990年代のはじめに大きな努力を払う必要がある。とくに現在学校教育の最初の1～2年の段階で学校を中退している子どもを学校に引き止め、あるいは連れ戻すための低コストの手段が見出されなければならない。子どもを就学させるという点ではかなりの進展があったが、それよりも難しい問題は、小学校に入った子どもの半分までが読み書きができるようになる前に学校を去っている

ことである。これらの子どもは、21世紀からは完全に締め出されることになる。

バングラデシュ、コロンビア、ジンバブエなど多くの国での近年の先駆的努力は、支出可能なコストですべての子どもに基礎教育を実施し、そのほとんどの子どもに小学校教育を終えさせられることを示している。それらの新しい方法によってこの目標を実現するために追加すべき資金は、1990年代を通じて年間約50億米ドル程度と推定される。この目標を実現しないための損失は、それよりもずっと大きなものになる。世界銀行の過去10年の調査の結果は「教育を受けた労働力の生産力こそが、経済成長のための最も信頼できる原動力になる」ことを繰り返し実証している。しかし教育投資はほかにも多くの配当をもたらす。教育によって人々は生涯さまざまな情報源を利用して学習を続ける能力を身につける。教育投資は人々の態度を近代化し、変化に対する自信を与える。政治への幅広い参加を促進し、新しいものなからいいものを選択し、古いものなから悪いものを放棄する過程にも役立つ。人々を新しい考え方や新しい選択に目覚めさせ、平均結婚年齢を高め、家族計画を容易にし、出生率を引き下げる。日本の海部元首相は「子どものための世界サミット」に参加した各国の元首の前で次のように語った。「教育重視の政策が、我が国の経済・社会発展の原動力となったと私は思っております。教育環境に恵まれない発展途上国では、子どもたちが人間らしい尊厳に満ちた生活を営むため、基礎教育を整備し、子どもの識字率を改善することに最大の目標が置かれるべきでありましょう。すべての国民に教育の機会が与えられることこそ国家発展の礎であります」

### コストを下げる

人間に投資するための資源は、1990年代に期待されている発展途上世界の経済成長や先進工業国の援助の拡大と並んで次の三つが考えられる。第一は、発展途上世界の政府支出を少し再編して、資源を少数者のための高コストのサービスから、多数のための低コストのサービスに変換することである。多くの国ではほんの少しの変換ですべての人々のための基礎教育に投資するのに十分な資源を確保することができる。

第二は、現在の援助プログラムを同様に再編して、人々の健康と教育への投資により多く資金を配分することである。これについては次の章で取り上げる。第三は、知識、技術、情報伝達能力がさらに活用できるようになり、明らかにこれまで考えられていたよりもずっと低いコストで、次の世代を担う人々の保健、栄養、教育に投資できるようになっているという事実を十分に活用することである(囲み記事3、16)。いいかえれば、現在利用できるようになっている経験や技術とその大規模な応用との間の溝に、比較的少ない投資で大きな社会的、経済的見返りをもたらす機会が存在するという点である。

「子どものための世界サミット」が採択した2000年の目標は、そうした低コストの機会を反映して、今後10年にわたって「人間に投資する」ための政治的約束を伴う実際のプログラムを示している。プログラムは、各国ごとのニーズに合わせて修正され、国際社会の支援を得て、発展途上世界の多くの国ですでに始まった経済改革のための不可欠な要素の一つにならなければならない。

## V 援助とニーズ

**提案5**——国際援助の増大は、人々の最低限のニーズを満たし、困難な時代にも「子ども最優先」の原則を維持するための明確で、しかも持続的な約束に基づくものでなければならない。

先進工業世界の一般の人々は長い間、発展途上世界への援助の大部分が、貧しい人々の基本的ニーズを満たすのに直接使われているものと考えてきた。しかし、実際には先進工業世界の援助のうちの10~15%がそうした目的に向けられているにすぎない(図11、12)。

この比率は、初等教育ではなく中等教育に配分されている分を除くと、さらに5%以下に低下する。国際援助のうち、発展途上世界の病気、栄養不良、早死の80%を予防し、治療することを可能にする基礎保健制度に配分されている分も、わずかに約1%にすぎない。何百万人も女性や子どもの暮らしの改善に大きな役割を果たす家族計画サービスに向けられている分も、わずかに約1%にすぎない(第X章参照)。

初等教育はすでにみえてきたように人間の基本的なニーズの一つであるとともに、すべての国が未来に対して行い得る最善の投資の一つであるにもかかわらず、初等教育への配分も1%をかなり下回っている。

絶対的貧困を終わらせるための新たな努力を新しい世界秩序の一部にするためには、今後数年間にこれらの分野に直接配分される国際援助の比率を大きく引き上げなければならない。

「子どものための世界サミット」の宣言は、先進工業国が「サミット」で採択された目標に照して、現在の援助予算を再検討するように呼びかけている。大多数の先進工業国が「サミット」での約束にしたがって現在作成中の国別行動計画はこの「白書」の発表後にならないと入手できないが、いくつかの拠出国が2000年の目標の実現に役立つプログラムへの配分を増やそうとしていることが分っている。米国の議会は「サミット」で採択された約束に対する国際的な措置として、1992会計年度分の総額約5億米ドルの予算を承認し、国内のプログラムに対してもさらに多額の予算を割り当てた。オーストラリアも「サミット」の目標達成を支援するプログラムを優先するという見地から、援助の配分について検討している。ノルウェーではこの問題について1991年の末に議会に白書が提出されることになっている。ドイツの連邦議会はすべての政党が合意して、経済協力省が貧しい人々自身の参加による貧困の緩和を援助プログラムの主目的にする政策を採用することを約束した。スイス、カナダ、オランダも、子どもに恩恵を与え「サミット」の目標実現に向けての進展を促進するためのプログラムにすいてお債務救済に乗りだすためのイニシアチブをとった。

## 援助の目的

先進工業国の一般の人々は貧しい人々の基本的ニーズ、特に子どもの栄養、保健、教育の基本的ニーズを満たすための援助を、さらに指示するようになってきている。最近、オーストラリアで行われた大規模な世論調査の結果を含むすべての証拠は、多くの人が世界の子どもの大規模な栄養不良、予防できる病気、広範な非識字をなくすべきだと考えていることを示している。

当面とくに大切なのは、このような関心を表

明することであり、同時に先進工業国の非政府団体や問題意識を持つ市民が「サミット」でなされた約束や「サミット」で合意された目標のために結集することである。市民がそれらの目標を実現するうえで貢献できる最も重要な方法の一つは、援助が子どもへの投資に使われるよう、圧力を強めることである。

先進工業世界のこうした潜在的貢献が特に大切なのは、この「白書」の「提案」の多くや「子どものための世界サミット」で採択された目標の多くが、政治的にみて基本的な弱点をもっているためである。それらの目標は多くの場合、政府に対して長期的ニーズや社会のなかの最も貧しく最も影響力のない人々を優先することを求めている。政府は短期的な圧力や強力な既得権益を前にして、選挙という点で政治的、経済的利益が目に見えないような変化に踏み切れないことが多い。国際援助によってそうした変化のための資金を提供することは、この種の特有の弱点を補うためのきわめて数少ない方法の一つになる。先進工業国の市民の十分な約束があっても、援助はその第一の受益対象が、政治的な影響力になりにくい人間や主張——貧しい人々や影響力のない人々、未来、環境など——になるようなプログラム野政治的魅力を高めるのに役立つことになる。

援助は前章で取り上げたように、政府の支出を再編する際に不可避免的に生じる摩擦を緩和するのにも役立つことができる。社会支出の重点をシフトさせて貧しい大多数の人々に恩恵を与えるようにするうえでの最大の困難は、一般に政治的なものである。基礎保健や基礎教育予算の比率を高めることは、実際には、よりよい暮らしをし、政治的影響力のある人々から貧しくて力の無い人々に資源を移転することを意味する。豊かさが政治的影響力に結び付いている場合には、そうした移転を行うことはきわめて難しい。民主制度を採用する国の数が増え、投票する貧しい人々の数が増えて、貧しい人々がある程度の政治的な影響力になるような場合には、そうした資源の移転がもっと容易になる。しかし政府が予算を再配分して、貧しい大多数の人々をもっと優遇しようとする場合でも、深く根をおろした既得権益の圧力によって、妨げられることが多い。基礎保健や初等教育への投

資に目標をしぼって援助することは、国内的に資源配分のバランスをとり直すことが政治的にさらに容易になることを意味する。そして国際社会の支援は今後、不可欠なそうした変化のための政治的障害を緩和するうえで重要な特別の役割を果たし得ることになる。

援助はまた、「子ども最優先」の原則を守るうえで役立つ(第二章)。この原則は栄養プログラムや基礎保健サービス、基礎教育の支出の削減を迫る短期的な最も厳しい圧力にさえ対抗して、子どもの長期的利益を守ることを意味する。同様に、環境を守り、持続可能な開発を実現するうえで必要な行動の多くも、長期的な約束を必要とするが、大多数の政府は短期的な案件のもとで、それが難しくなっている。援助によってそうした約束を行うのを政治的にもっと容易にすることができる。同様な主張は程度の差こそあれ、基礎保健サービスや基礎教育、土地改革、女性の平等、あるいは政府予算の再配分などといった人間に対する不可欠な投資を行うために貧しい人々のための基礎サービスを拡大する場合にも当てはまる。

要するにここでの提案の要点は、新しい世界秩序のもとでは、重要な問題が緊急の案件によって放置されるのを防ぐために、意図的に目標

しぼって国際援助を活用する必要があるということである。

## 人々の支援

援助をこのような形で活用する場合には、援助受け入れ国の参加が必要である。援助活用の可能性を「条件」をめぐる双方の不合理的態度によって失ってはならない。先進工業世界の政治家、報道機関、市民の援助がなければ、援助は今後数年増えそうにない。援助の目的が考慮されない限り、それらの支援はきたいできない。必要な国際援助の増額は、したがって最貧の人々の能力、健康、栄養、教育、訓練を強化し、それらの人々が自分で自分の生活を取りしきり、労働に対して公正な報酬を手に入れ、自分や自分の家族のニーズを満たすことができるようにするという、援助国と被援助国の双方が持続的かつ明確な約束をするかどうかにかかっている。そうした援助こそが、発展途上世界と先進工業世界の双方の大多数の人々が望んでいる援助なのである。

(▶広報委員会から……本号をもって『世界子供白書'92』の紹介は終了します。次号からは、『世界子供白書'93』を紹介します。どうぞ、ご期待下さい。)

## ☆子供の人権連に寄せられた書籍・パンフレット・資料など(1993年2月～3月/No.1)★

◆おねがい◆ここで紹介した書籍・資料類は〈子どもの人権連〉では取扱っていません。直接、問合せ先にご連絡下さい。

- ① 神奈川県高等学校教職員組合「入学式・卒業式自主編成検討委員会、資料「ハロハロ」(卒業式が変われば学校も変わる)のバックナンバー(No.1～No.22)。  
→問合せ先=神奈川県高教組 ☎045-231-2479
- ② 東京都社会福祉協議会「福祉広報」  
→問合せ先=☎03-3268-7175～5
- ③ 横浜弁護士会少年問題委員会「子どもの権利」  
→問合せ先=☎045-201-1881
- ④ 社会教育推進全国協議会「社全協通信」  
→問合せ先=☎03-3235-4143
- ⑤ 「アジア記者クラブ通信」  
→問合せ先=☎03-3367-4255
- ⑥ 住民票統柄裁判交流会「住民票統柄裁判交流会通信 VOICE」

- 問合せ先=東京都武蔵野市桜堤1-2-54 田中方
- ⑦ 「家庭の愛をください」～ 非行少年と共に、補導依託先の30年(花輪次郎=仏教慈徳学園園長)  
→一光社 03-3813-3061
- ⑧ 子どもの権利条約ネットワーク「子どもの権利条約 NEWS LETTER」  
→問合せ先=☎03-3433-7990
- ⑨ 全国子ども劇場おやこ劇場連絡会「げきじょう」  
→問合せ先=☎0426-45-9548
- ⑩ 反差別国際運動日本委員会「反差別国際運動」(日本文&英文)  
→問合せ先=☎06-561-1093
- ⑪ END CHILD PROSTITUTION IN ASIAN TOURISM「Newsletter アジア観光子ども買春根絶国際キャンペーン」
- ⑫ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会「子どもの権利通信」(旧誌名「少年法通信」)  
→問合せ先=☎03-3580-9841
- ⑬ 日本マスコミ市民会議「マスコミ市民」  
→問合せ先=☎03-3481-0577

## ◆ 子どもの人権連 よびかけの趣意書 ◆

1989年11月20日、国連で「子どもの権利条約」が採択されました。この条約は、同じく国連で採択された「子どもの権利宣言」(1959年)を発展させて各国を法的に義務づけた画期的なもので、子どもの権利をさらに包括的かつ確実に保障していこうという国際的なとりくみを反映しています。

またわが国においても、1947年には日本国憲法の精神にのっとり教育基本法が制定され、また1951年には、国連「子どもの権利宣言」に先立つこと8年、やはり子どもを権利の主体としてとらえた「児童憲章」が制定されていました。

わが国の、そして世界の子どもたちが置かれている現状は、このようなさまざまな文書の理念を照らしてみても、満足のいくものと言えらるでしょうか。

いっけん豊かに見えるわが国の子どもたちも、学校で、家庭で、社会で、さまざまな形で苦しめられています。また、飢餓・戦争・天災・環境汚染などのあおりを受けて生命・発達の権利すら奪われている子どもも、世界には少なくありません。

このことは、言うなれば“子ども差別”がこれまでのおとな社会を支配してきたことの表れです。子どもたちはあらゆる場面で、固有の権利を無視あるいは軽視されてきたのです。

1990年9月には国連で「子どものための世界サミット」が開かれ、世界の半数以上の国の国家元首が参加しました。今年6月には、子どもたちに手渡していく地球環境をめぐって「地球サミット」(ブラジル)も開かれています。

私たち「子どもの人権連」は、1986年の発

足以来、子どもたちの権利を考え保障していくための運動に取り組んできました。世界が“子ども優先の原則”に向かおうとしているいまこそ、グローバルな問題を視野に入れながら、それぞれの地域・家庭・職場、学校での取り組みをさらに充実させていくことが必要です。

そこで、次の課題を提起します。

- ① 学校・家庭をはじめとするさまざまな場面で起こっている子どもの人権侵害をなくすための運動をおこします。
- ② 子どもの人権にたいする社会の認識を広げ、深めていきます。
- ③ 子どもの人権についての国際的な交流に力を入れます。
- ④ 子どもの人権を保障する現行法制度を点検し、その改善のための提案を積極的に行ないます。
- ⑤ 日本の「子どもの権利基本法」(仮称)制定に向けて、国民的議論をおこしていきます。

みなさまの積極的なご賛同を心から呼びかけます。 1992年6月

よびかけ人代表 (50音順)

一番ヶ瀬 康子  
大田 堯  
大場 昭寿  
鈴木 祥蔵  
寺澤 亮一  
永井 憲一

## ◆ 子どもの人権連 加入申し込み用紙 ◆

◆ 入会ご希望の方は下の※印に必要事項をご記入の上、年間会費(個人は5,000円、団体は1010,000円以上)とあわせてお送り下さい。ご送金は、郵便振替をご利用の上、(会費)と明記下さい。会員には、「しんぶんおめーしょん」子どもの人権連」ほか広報出版物ができれば次第、無料で頒布いたします ◆

※ A会員(個人会員)の場合記入して下さい。

氏名 (ふりがな)	性別 ( )男 ( )女	職業	申し込み 年月日	
	自宅住所 自宅住所 TEL ..... FAX .....			TEL ..... FAX .....
自宅住所 連絡先	連絡先 TEL ..... FAX .....			

※ B会員(団体会員)の場合記入して下さい

団体名	(略称)		申し込み 年月日	
所在地	TEL ..... FAX .....			
担当部局 及び 担当者	担当部局名  (担当者)	TEL ..... FAX .....		
		(担当者)	TEL ..... FAX .....	

※ 子どもの人権保障に関する活動事業などのポイントをご記入下さい。尚、活動、事業計画書などを添付いただければ幸いです。

受けつけ 年月日	(事務局確認年月日)
-------------	------------

## ◆ 広報委員会から……/福山真劫 (広報委員)

子どもの権利条約の批准に向けて大きく運動が高揚しているとき、厚生省は昨年12月公立保育所職員人件費の国庫負担分の地方転嫁を強行しようとした。厚生省は、①保育料の改善、②保育所職員の充実、③特別保育の拡充、④保育所地域子育てモデル事業の創設、⑤市町村単独負担の軽減等を実施するために前述の人件費分を地方転嫁をするというのだ。

わたしたちも①から⑤までの課題を実施することは賛成であり、毎年厚生省に対して要求をして来たものだ。そしてそのためには措置費と補助金の抜本改善（内容は国庫負担分の大幅な増額）が必要であると主張してきた。今回の厚生省案は公立保育所の人件費分1100億円を地方自治体の負担として浮いた財源で①から⑤までの課題を実施するというのだ。これは国の財源の国負担はそのまま、地方自治体の負担で行えということである。結果として財源不足に悩む自治体は保育の切り下げに走らざるを得なく

なる。保育現場は大混乱が予想される。

こうした案にたいして、自治労はすぐさま反撃体制を確立し、12月11日団体交渉の場で、厚生省から、とりあえず撤回を勝ち取った。しかし彼らはこの案を放棄した訳ではない。引き続き監視が必要である。

一方現行の保育制度は多くの問題点も抱えており、改善が求められている。厚生省は今回「制度及び費用負担のあり方全体の検討が必要」として、事務次官のもとに「保育問題検討委員会」を設置し、検討を開始した。自治労代表として、私も参加をすることとなった。11月をメドに一定の結論を出すと言う。

「子どもの権利条約」が批准されようとしているこの年、保育は大きく変化しようとしている。わたしたちも保育の公的保障を求めて奮闘が求められている。

### ☆ 編集スタッフ ☆

編集長	福山真劫	(子どもの人権連事務局次長 自治労社会保障協議会事務局長)
編集委員	笠井博徳	(子どもの人権連事務局員 日教組教育文化運動局書記)
	菅源太郎	(子どもの人権連事務局員)
	高橋公	(子どもの人権連事務局員 自治労社会保障局書記)
	平野裕二	(子どもの人権連事務局員 ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

◆ 表紙イラスト/加藤すみれ

● いんぷおめーしょん/子どもの人権連 No.15・16 合併号 1993年3月10日 発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆ 発行&編集人 子どもの人権連広報委員会/福山真劫
- ◆ 事務所 〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F  
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172  
郵便振替/東京 8-18438 (子どもの人権連)
- ◆ 年間購読料 3,000円 (ただし、会員は会費に含む)

# 子どもの人権連の本

今日から

## 子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2  
A4版/500円(〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約 対訳集 子どもの人権連ブックレットNo.3  
児童の権利条約 A5版/500円(〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した *Convention on the Rights of the Child* の全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって—その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点 300円(〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。  
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実が緊急なテーマ。

子どもの権利条約、実施のためのQ&A 1,000円(〒240円)

☆権利条約の理念と諸規定を日本で実施するための問題点の整理を豊富な関連資料を使って解説。子どものための世界サミットの宣言、権利条約関連の文献リストなども収録。

子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚ケース入り) 200円(〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの人権読本 1,000円(〒240円)

☆会員情報誌(月刊)★いんふおめーしょん 子どもの人権連



## 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN  
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438  
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F